

公益財団法人日野市環境緑化協会決裁規程

〔平成24年4月1日〕
規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日野市環境緑化協会（以下「協会」という。）の理事長の権限に属する事項についての決裁区分及び手続きを定め責任の所在を明確にし、合理的かつ能率的な処理を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 理事長又は決裁者（副理事長、常務理事、局長、次長、主査をいう。以下同じ。）が、その権限に属する事務について最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 専決者が、この規程に定める範囲に属する事務について決裁することをいう。
- (3) 代決 理事長又は専決者が、不在又は欠けた場合においてこの規程に定める者が、代わって決裁することをいう。
- (4) 決定 副理事長、常務理事、局長、次長、主査（以下決定者という。）が決裁に至るまでの手続き過程において、その意思を決定することをいう。
- (5) 代理決定 決定者が不在である場合において、この規程に定める者が、代わって決定することをいう。
- (6) 不在 理事長若しくは専決者が、出張、病気、その他の理由により決裁又は決定をすることができない状態をいう。

(専決及び代決の効力)

第3条 この規程に基づいてなされた専決及び代決は、理事長の決裁と同一の効力を有するものとする。

(専決処分)

第3条の2 理事会の決議事項のうち、日常の軽易な業務又は緊急を要する事項は理事長が専決処分し、これを理事会に報告する。

(理事長の決裁を要する事項)

第4条 理事長の権限に属する事務のうち、重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項はすべて理事長の決裁を受けなければならない。

2 前項に規程する重要な事項を例示すれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 事業計画及び資産の運用についての基本方針に関すること。
- (2) 組織及び権限に関すること。
- (3) 職員の任命及び定数に関すること。
- (4) 役員及び職員の人事に関すること。
- (5) 規則、規程等の制定、改廃に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) 理事会の招集及び議案の提出に関すること。
- (8) 評議員会の招集及び議案の提出に関すること。
- (9) 重要な契約及びその変更に関すること。
- (10) 副理事長の出張命令及び復命に関すること。

(副理事長の専決事項)

第5条 副理事長は、理事長が特に指示する事項を除いて、常務理事の出張命令及び復命に関する事項を専決することができる。

(常務理事、局長等の専決事項)

第6条 常務理事、局長、次長、主査限りで専決する事項は別表1のとおりとする。

(専決に係る報告)

第7条 専決者は、専決をした場合において必要があると認めるときは、その専決した事項を上司に報告しなければならない。

(理事長又は専決者が不在のときの代決)

第8条 理事長の決裁を受けるべき事項について、理事長が不在であるときは、副理事長がその事項を代決する。

2 副理事長が専決する事項について、副理事長が不在であるときは、理事長の決裁を得なければならない。ただし、理事長、副理事長ともに不在であるときは、常務理事がその事項を代決する。

3 常務理事が専決する事項について、常務理事が不在であるときは、局長がその事項を代決する。

4 局長以下の職員が不在の場合における決定は、その直上位者（あらかじめ直上位者が不在代行者を定めている場合は、その定められた者）が行うものとする。この場合において、不在代行を行った者は、事後速やかにその専決者に連絡し引き継がなければならない。

(代決できる事項)

第9条 前条に規定する代決は、あらかじめ指示を受けた事項及び特に至急に処理しなければならない事項に限り行うことができるものとし、あらかじめ代決をしてはならないものと指示した事項及び異例若しくは疑義ある事項については、代決することができない。

(代決後の手続き)

第10条 代決をした事項については、速やかに上司に報告し、又は関係文書を上司の閲覧に供しなければならない。ただし、上司が指定した事項については、この限りではない。

(代理決定)

第11条 第8条から前条までの規程は、決定者が不在である場合の代理決定について準用する。この場合において、「専決」とあるのは「決定」と、「代決」とあるのは「代理決定」と読み替えるものとする。

(細 則)

第12条 この規程を実施するため必要な事項は理事長が定める。

1 支出決定行為の決裁区分は別表2のとおりとする。但し、1万円以下については支出決定行為何とする。

2 支払い行為の決裁区分は別表3のとおりとする。

3 収入調定の決裁区分は別表4のとおりとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表 1

専 決 事 項	常務理事	局 長	次 長
1. 休暇、欠勤、欠務及び代休を許可し、または承認すること。	局 長	次 長	局 員
2. 出張を命令し、及びその復命を受理すること。	局 長	次 長	局 員
3. 超過勤務及び休日出勤を命令すること。	局 長	次 長	局 員
4. 職務に専念する義務の免除を承認すること。	局 長	局 員	
5. 職員を採用すること。	○		
6. 臨時作業員雇上げについて	○		
7. 職員名簿の保管及び整理を行うこと。		○	
8. 給与関係等支給手続き及び整理を行うこと。	○		
9. 採用試験を実施すること。	○		
10. 基本財産以外の資産の運用に関すること。		○	
11. 予算を作成すること。		○	
12. 予算執行計画及び支払い計画を作成すること。		○	
13. 補助金等の交付申請書又は請求書を提出すること。	○		
14. 収入を調定し、納入通知及び督促をすること。		○	
15. 予算の範囲内で支出を決定すること。		○	
16. 歳出予算を流用すること。	○		
17. 予備費の使用を決定すること。	○		
18. 所管事業の進行管理を行うこと。		○	
19. 一般通信文書を処理すること。			○
20. 保管文書の廃棄を決定すること。		○	
21. 帳票に関する事務を処理すること。			○
22. 施設の貸付け又は使用に関する事務をすること。		○	
23. 施設の管理に関する事務を処理すること。		○	
24. 監督官庁に対する許可及び申請並びに重要な報告に関する事務を処理すること。		○	
25. その他の事務を処理すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの

別表第2（第12条関係）
支出決定行為の決裁区分

単位：万円

科 目	理 事 長	常務理事	事務局長	事務局次長
(事業費) 給 料 手 当		全		
臨 時 雇 賃 金			全	
退 職 金	全			
福 利 厚 生 費			全	
旅 費 交 通 費	出張命令区分による			
通 信 運 搬 費		1 上	1 未	
消 耗 什 器 備 品 費		10 上	10 未	
消 耗 品 費		3 上	3 未	
修 繕 費		10 上	10 未	
印 刷 製 本 費		10 上	10 未	
燃 料 費			全	
光 熱 水 料 費			全	
賃 借 料		10 上	10 未	
保 険 料			全	
諸 謝 金			全	
租 税 公 課			全	
支 払 負 担 金		全		
助 成 金 支 出	全			
寄 付 金 支 出	全			
委 託 費	300 上	300~100	100 未	
雑 費			全	

科 目	理 事 長	常 務 理 事	事 務 局 長	事 務 局 次 長
(管理費) 役 員 報 酬			全	
給 料 手 当		全		
臨 時 雇 賃 金			全	
退 職 金	全			
福 利 厚 生 費			全	
会 議 費			全	
旅 費 交 通 費	出張命令区分による			
通 信 運 搬 費		1 上	1 未	
消 耗 什 器 備 品 費		10 上	10 未	
消 耗 品 費		3 上	3 未	
修 繕 費		10 上	10 未	
印 刷 製 本 費		10 上	10 未	
燃 料 費			全	
光 熱 水 料 費			全	
賃 借 料		10 上	10 未	
保 險 料			全	
諸 謝 金			全	
租 税 公 課			全	
支 払 負 担 金		全		
寄 付 金 支 出	全			
委 託 費		10 上	10 未	
支 払 利 息			全	

科 目	理 事 長	常 務 理 事	事 務 局 長
雜 費			全
(固定資産取得支出) 土 地 購 入 支 出	全		
建物建設（購入）支出	300 上	300 未	
構 築 物 建 設 支 出	500 上	500 未	
車 両 運 搬 具 購 入 支 出	100 上	100 未	
什 器 備 品 購 入 支 出	100 上	100～10 上	10 未
建 物 仮 勘 定 支 出	全		
借 地 権 購 入 支 出	全		
電 話 加 入 権 購 入 支 出	全		
投 資 有 価 証 券 購 入 支 出	全		
(敷地・保証金支出)	全		
(借入金返済支出)	全		
(特定預金支出) 退 職 給 与 引 当 預 金 支 出		全	
減 価 償 却 引 当 預 金 支 出		全	
積 立 預 金 支 出	全		
(繰入金支出) 繰 入 金 支 出	全		
(予備費) 予 備 費		全	
(当期収支差額) 当 期 収 支 差 額	全		
(次期繰越収支差額) 次 期 繰 越 収 支 差 額	全		

別表第3（第12条関係）

支払い行為の決裁区分

単位：万円

科 目	理 事 長	常務理事	事務局長	事務局次長
(事業費) 給 料 手 当			全	
臨 時 雇 賃 金			全	
退 職 金		全		
福 利 厚 生 費			全	
旅 費 交 通 費			全	
通 信 運 搬 費			全	
消 耗 什 器 備 品 費			全	
消 耗 品 費			全	
修 繕 費			全	
印 刷 製 本 費			全	
燃 料 費			全	
光 熱 水 料 費			全	
賃 借 料			全	
保 險 料			全	
諸 謝 金			全	
租 税 公 課			全	
支 払 負 担 金			全	
助 成 金 支 出		全		
寄 付 金 支 出		全		
委 託 費		300 上	300 未	
雑 費			全	

科 目	理 事 長	常 務 理 事	事 務 局 長	事 務 局 次 長
(管理費) 役 員 報 酬			全	
給 料 手 当			全	
臨 時 雇 賃 金			全	
退 職 金		全		
福 利 厚 生 費			全	
会 議 費			全	
旅 費 交 通 費			全	
通 信 運 搬 費			全	
消 耗 什 器 備 品 費			全	
消 耗 品 費			全	
修 繕 費			全	
印 刷 製 本 費			全	
燃 料 費			全	
光 熱 水 料 費			全	
賃 借 料			全	
保 險 料			全	
諸 謝 金			全	
租 稅 公 課			全	
支 払 負 担 金			全	
寄 付 金 支 出		全		
委 託 費			全	
支 払 利 息			全	

科 目	理 事 長	常 務 理 事	事 務 局 長
雜 費			全
(固定資産取得支出) 土 地 購 入 支 出	全		
建物建設（購入）支出	1000 上	1000 未	
構 築 物 建 設 支 出	1000 上	1000 未	
車 両 運 搬 具 購 入 支 出	1000 上	1000 未	
什 器 備 品 購 入 支 出		100 上	100 未
建 物 仮 勘 定 支 出		全	
借 地 権 購 入 支 出		全	
電 話 加 入 権 購 入 支 出		全	
投 資 有 価 証 券 購 入 支 出		全	
(敷地・保証金支出)		全	
(借入金返済支出)		全	
(特定預金支出) 退 職 給 与 引 当 預 金 支 出			全
減 価 償 却 引 当 預 金 支 出			全
積 立 預 金 支 出		全	
(繰入金支出) 繰 入 金 支 出		全	
(予備費) 予 備 費		全	
(当期収支差額) 当 期 収 支 差 額		全	
(次期繰越収支差額) 次 期 繰 越 収 支 差 額		全	

別表第4（第12条関係）

収入調定の決裁区分

単位：万円

科 目	理 事 長	常務理事	局長・出納員	次 長	摘 要
基本財産受取利息			全		
基本財産配当金収益			〃		
普及啓発受託事業収益			〃		
事業活動受託事業収益			〃		
調査研究受託事業収益			〃		
受託事業収益			〃		
緑の募金還元金収益			〃		
受取日野市助成金			〃		
受取民間助成金			〃		
受託収益			〃		
受取寄付金			〃		
基本財産寄付金			〃		
環境緑化基金寄付金			〃		
受取利息			〃		
雑収益			〃		
基本財産収益			〃		
建物売却収益			〃		
車両運搬具売却収益			〃		
什器備品売却収益			〃		
投資有価証券売却収益			〃		
短期借入金収益			〃		
長期借入金収益			〃		
退職給与引当預金取崩収益			〃		
減価償却引当預金取崩収益			〃		
特定積立預金取崩収益			〃		
繰入金収益			〃		